

再考・ソーシャル・ダンピング論争

—1930年代日本の対外経済関係の一側面—

奥 和 義

要 約

1930年代の日本経済は、世界同時不況下で欧米各国が長期停滞に悩む中、財政支出拡大、金融緩和、為替レート下落など一連の政策によって景気回復を達成した。その過程で、とくに低為替=輸出ドライブに対して貿易摩擦が生じた。この時期の貿易摩擦の論点の一つにソーシャル・ダンピング問題があった。これは現在のWTOでも、貿易と労働基準として、重要な課題になっているところでもある。

当時、日本と外国、日本国内で、ソーシャル・ダンピング論争が繰り返される。論争では、日本において欧米の経済学が高い水準で理解・実践されていたことが示され、またマルクス経済学との論争で、その政治的スタンスの差異も明確に示された。理論的・実証的に日本の経済学が高い水準にあったことを示す事例と言える。

また世界同時不況下で、一国だけが独立して拡張的財政政策と金融緩和を行うと、それは低為替政策となり、激しい貿易摩擦を招来する可能性があり好ましくない。

キーワード：1930年代；日本貿易；ダンピング

経済学文献季報分類番号：04-23；06-13；06-23

はじめに

1930年代初頭の世界恐慌下で、日本は為替低落を契機にした急速な輸出拡大をてこに、世界に先駆けて景気回復を達成した。世界貿易が縮小している中での、輸出数量拡大による景気回復、世界市場の席卷は、不況にあえぐ諸外国より、強い非難を浴びることになった。非難の焦点は、輸出の増加原因が、「為替ダンピング」、「ソーシャル・ダンピング」ということであった。これに対して、日本政府は強く反論するとともに、日本国内でも幅広い論争がくりひろげられた。

この論争の内容は、経済学的には、デフレ経済からの景気回復の原因、経済政策の方法を考える上での示唆に富み、また政治経済学的には、貿易摩擦の原因と対応を考察する上でも

また示唆に富む内容であった。かつて筆者は、この問題について、「ソーシャル・ダンピング論議について」としてまとめたことがあったが¹⁾、世界同時不況、デフレ経済下にある現在の日本経済、世界経済の状況に照らして、再考することが有意義であると考え、論争を再度取り上げ、評価をおこなうものである。

戦前の日本資本主義論争に関する従来の研究では、日本資本主義論争およびプチ帝国主義論争については論争の経過および論争点、さらには時代背景などに関しても詳しく紹介されているが、ダンピング論争については触れられることも少なく、詳しいサーペイもなされていない²⁾。

最初に論点を明らかにする予備作業として、ダンピング概念の確認から始めよう。

1. ダンピングとは何か

まず、ダンピングの概念について確認をしておこう。ダンピングとは、現在、法律上、独占禁止法あるいは国際経済法上、不当廉売として定義されている。

日本においては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（いわゆる独占禁止法）が不公正な取引方法を規制している。そのうち、不当廉売は、公正取引委員会の一般指定（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項において不公正な取引方法に指定されている。

一般指定第6項が定める不当廉売行為とは、「正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給する行為であって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある」ものを指す。

低価格で商品を販売することは、一見、消費者利益のように見える。しかし、資本力の強い者が、極端な低価格でそれを継続して行ったときに、弱い者の事業活動を困難にし、市場の健全な競争を阻害することになり、結果的には、消費者利益を阻害する可能性が高くなる。そのために、独占禁止法ではこれを禁止し、公正取引委員会による是正措置の対象にしているのである。

また、国際貿易においては、ダンピングとは、ある商品の輸出向け販売が、その商品の国内価格向け販売より安い価格で行われていることをさす。通常の商取引における単なる廉売はダンピングではない。WTOでは、ダンピングは「不公正貿易」と位置づけられており、輸入国の国内産業が損害を蒙っている場合は当該製品の価格を国内価格まで引き上げるためのダンピング防止税としての関税を課することができる³⁾。

さて、ダンピングは、独占企業による市場支配のための価格政策であり、独占の成立を条

件とした不当廉売であるところにその特質がある。したがって、独占企業の価格政策が基本となる。具体的な形態としては、国内における独占価格を継持し、国内価格をはるかに下廻る価格での販売あるいは生産費以下での販売（二重価格制、出血輸出などと言われるケース）の場合がある。この場合、価格面で差異がなくても実質上それと同様の効果を持っている場合、いわゆる隠蔽ダンピング（たとえば国内品と輸出品の品質をかえる場合、あるいは輸出奨励金を交付するなど）の場合もある。

ダンピングとしては、これ以外に、為替相場の切下げを利用するいわゆる為替ダンピング、極端な賃金水準の低位、劣悪な労働条件などを利用して廉売を行ういわゆるソーシャル・ダンピングが存在する。

為替相場下落率が輸出価格の騰貴率を上回っているかぎり、他の条件に変化がなければ輸出は増加する。為替相場下落が輸入価格の上昇につながり国内インフレが生じた場合には、輸出価格の上昇も進行するが、賃金は一般物価に対して遅れて上昇することが一般的であるから、為替ダンピングは一定期間継続されることになる。為替相場下落により輸出商品は外貨面では低くなるが、自国通貨では逆に輸出価格が国内価格より高くなる場合が現われる。この場合は、先述した隠蔽ダンピングと同様の効果をもつことになる。また、極端に賃金水準が低い場合、劣悪な労働条件を利用して廉売を行ういわゆるソーシャル・ダンピングが存在する。

このような形態は、単独にあらわれる場合もあるが、複合して現われる場合が多く、本稿で問題となる1930年代は、この三者が複合して現われた時期と考えられる。とくに、日本においては、第三のソーシャル・ダンピングが、すなわち高度の集中と独占、労働生産性の高さとは賃金の結合していることが、ヨーロッパ各国のダンピングと異なる特色であったとされる⁴⁾。

2. 論争の背景—世界貿易における日本貿易の地位

ソーシャル・ダンピング論争のきっかけになったのは、1932年から始まる日本の輸出の急拡大である。1930年代の輸出の急成長を考える前に、その前段階である1920年代末の日本貿易がどのような状況にあったのかを確認しておこう。

1920年代末の日本貿易の主要問題は、入超の継続、産業構造と貿易構造のギャップ、カルテル形成と独占関税の成立であった⁵⁾。このようなことから、1930年代における日本貿易の方向性は、貿易赤字の縮小、在来産業主導の輸出の転換、重化学工業品の輸出市場の開拓、産業合理化とデフレ政策の遂行が課題であった。これらの課題を遂行していく過程で、対外的にもっとも重視されたのが、金解禁の実施（国際金本位制度への復帰＝固定相場制度への

復帰)であった。後掲の年表で示されているとおり、1930年1月11日にその課題は達成される。しかしながら、1929年10月のウォール街の株価大暴落をきっかけとする世界大恐慌によって、国際金本位制度は崩壊する。イギリスが1931年9月21日に金輸出再禁止を実施した後、日本も最終的に同年12月13日、金輸出を再禁止する。これによって日本は変動相場制度に移行し、為替レートが一気に下落する。(図1-Aおよび図1-B)

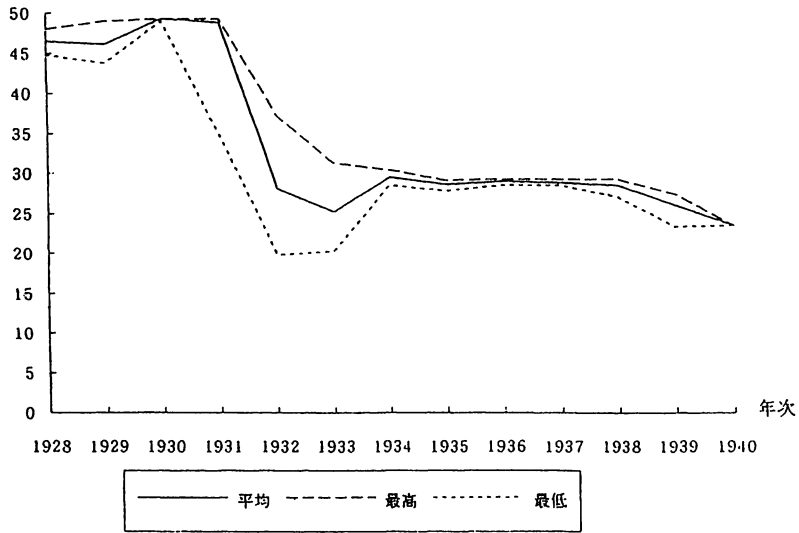


図1-A 対米為替相場 (100円につきドル)

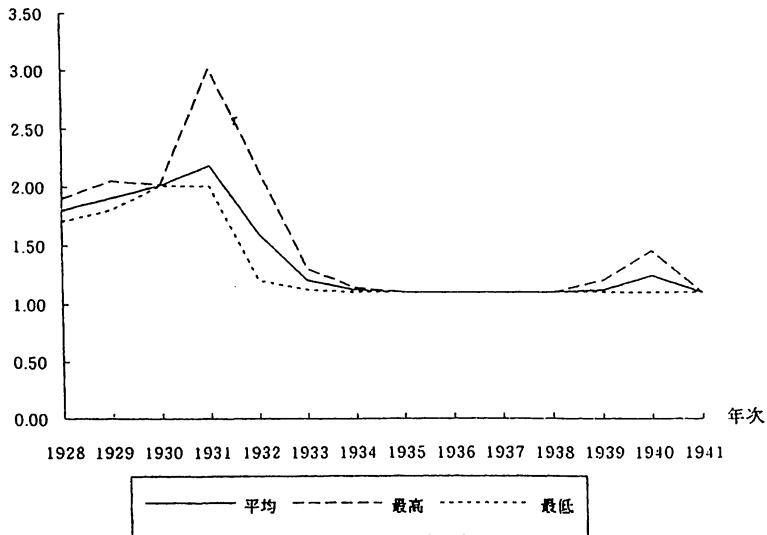


図1-B 対英為替相場 (1円につきシリング/ペンス)

出所)山澤逸平・山本有造 (1979)、257ページより作成。

この結果、世界貿易が縮小・停滞している中で、日本は輸出を急拡大させる。世界貿易が縮小・停滞しているにもかかわらず、日本の輸出が急拡大している状況は、図2に示されているとおりである。図2のような状況がもたらされたのは、図3のような交易条件指数の変化があったからである。

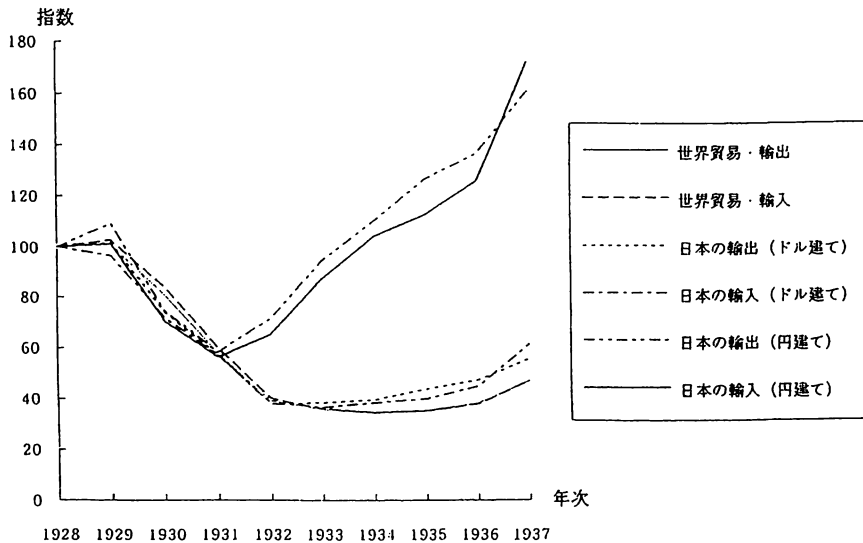


図2 世界と日本の輸出入額指数

出所)日本貿易史研究会編(1997)、76ページ。

図3で示されているように、日本の商品交易条件は、1931年以降継続的に下落し、1937年には1928年の約6割になっている。ところが所得交易条件は、商品交易条件と対照的な動きを示している。所得交易条件は、商品交易条件に輸出数量を掛け合わせたものであるが、それをみると1930年を底に、1936年まで上昇している。

商品交易条件が下落しているにもかかわらず所得交易条件が上昇したということは、商品交易条件の下落率を上回って輸出数量が増加したことを意味し、商品交易条件の下落による貿易利益の漏出を輸出数量の伸びでカバーしていたことを意味する。商品交易条件の下落率の著しさを考えれば、輸出数量の伸びの著しさが際立つ。数字の上から、世界恐慌からの回復に苦悩する世界各国から、日本が批判のターゲットにされたのも理解しうることである。

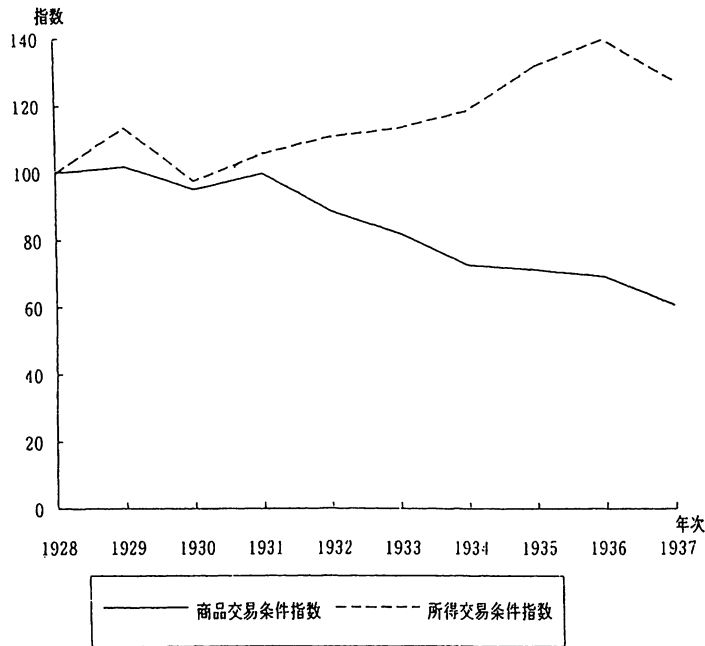


図3 交易条件指数の変化

出所)日本貿易史研究会編(1997)、74ページ。

3. 主要争点

(1) 海外の非難

問題の発端は、1931年9月18日に勃発した満州事変による軍需インフレーション（赤字公債の続発、金融緩和）と同年12月13日の金輸出再禁止による変動相場制度への移行にあった。この金輸出再禁止以降、円レートは低下をつづけ、1933年にようやく金輸出再禁止前の約40%で安定した。円レートの急激な下落は、日本商品の国際競争力を急激に高め、日本商品の進出は地域的に有利なアジア諸国だけでなく、世界各国に及んだ。たとえば、1933年には日本の綿布の輸出量は、従来からの競争国であるイギリスを追い越して、世界第1位になった。

世界貿易の規模が約3分の1程度に減少しているにもかかわらず、例外的に日本商品が市場占拠率を拡大させたことは、諸外国に日本商品の圧力をより強く感じさせることになった。1933年4月、英国政府による日印通商条約廃棄通告をはじめ、欧米各国から南アフリカにいたる世界各国が日本商品に対する関税引上げ、輸入制限の措置をとり、日本は不公正競争によって海外市場進出を行なっているという非難が提起された。

世論形成の先導者はイギリスの綿業資本であった。1933年6月1日発表の英国産業連盟会

調査報告書「日貨進出の脅威」は次のように言っている。

「本報告ノ目的ハ第一ニ賃銀、労働時間等ノ労働条件ノ相違、第二ニ為替ノ下落、政府補助金、貨物運賃ノ不当引下等ニヨリ、日本ガ英国品ヲ出シ抜イテ廉売シ得ルコトヲ示スニアル。……(中略:筆者による)……日本品ニ対スル欧米諸国ノ関税引上ハ、却ツテ日本ヲシテ、ソノ輸出品ノ種類、範囲ヲ拡大セシメ、到ルトコロデ国際競争ハ激化シタ。日本ハコレヲ市場ニ於テ廉売スル為ニ、円ヲ故意ニ低落セシメル等無謀ナル国家的販売政策ヲ開始シ、英国其他ノ諸外国ニ大損害ヲ蒙ムラシムルニ至ツタ」⁶⁾

非難の焦点は日本のunfairな競争にあり、その内容は次の4点にわたっている。まず政府の補助金政策、次に商標の偽造、第3に為替ダンピング、第4に低賃金である。これらの中で最も問題にされたのが、為替ダンピングであり、低賃金=ソーシャル・ダンピングであった。

為替ダンピング非難は、日本政府が、財政赤字の拡大、金融緩和によって、為替切下げを行い、しかもそれを放任しているという非難であり、低賃金=ソーシャル・ダンピング非難は、低賃金である日本の商品が高賃金国であるイギリスに流入すれば、イギリスの当該産業の衰退を招来し、そのことがイギリス国民の賃金引下げ、生活水準の低下につながるという論拠にもとづくものであった。現在の世界経済において、中国が為替レートを低いままに放置し、また発展途上国の劣悪な労働条件地において生産された商品が先進国に流入し、結果的に、先進国が中国や発展途上国をWTOの場などで批判するというのと同様の現象がまさにみられたのである。

この保護主義に立脚した非難に対しては、イギリス国内においても、自由貿易論者や知日派から反論が提出される。例えば、グレゴリーは、問題の根本が日本における人口の急激な増加であると考察している。人口の急増問題は、海外移民、都市部における人口の稠密化、一般の生活水準向上にとまなうサービス部門の雇用拡大、あるいは生活水準の切下げなどによって解消することが考えられるが、日本の場合、どれもあまり有効でなかったために、貿易拡大が行われたとする。

さらに彼はまた、イギリスの非難が誇張のあることを指摘し、綿布、人絹などの輸出が急増した原因は、円レートの急速な下落、日本国内の生計費や賃金が円の対外価値下落の程度に比べて割安であること、そして日本の綿業が世界的水準に到達したことを挙げている。彼は、いわゆる「日本問題」の解決には第一に世界景気の回復を挙げている⁷⁾。

このような穏健でリベラルなグレゴリーのような主張は当時のイギリスには採用されず、イギリス綿業資本主導による保護主義的論調が支配的となり、それが日本への強い国際的非難を先導していった。1933年のILO総会において、イギリス、オランダ、インドの代表により日本はソーシャル・ダンピングによって海外市場侵略を行なっているという批判が提起さ

れた。この総会の結論は、国際労働事務局の次長級の人間を日本へ派遣し、調査することであった。その調査報告書が後述するモーレット報告であるが、調査が終了し問題が決着するまで、当時の新聞、雑誌などマスコミでさまざまな議論が行われた。これがソーシャル・ダンピング論争と呼ばれるものである⁸⁾。

(2) 日本の反批判（高橋亀吉と石橋湛山を中心に）

まずはじめに前述した海外からの批判に対して最もまとまった形で反論を展開した高橋亀吉の所説を検討しよう⁹⁾。彼は政府の随員として太平洋調査会議、日英綿業会談に関係しており、彼の反論が日本政府見解の骨子にもなっている。彼は為替ダンピング、ソーシャル・ダンピングの両方を否定する。

まず為替ダンピングについては、為替下落による輸出拡大効果については認めながらも、為替ダンピングと呼ばれるほど不当な為替切下げでないと考える。つまり、金輸出再禁止（1931年12月13日、変動相場制度に移行）する前に金解禁（1930年1月11日、固定相場制度への復帰）をした時の為替レートが、そもそも割高であり、金輸出再禁止後（変動相場制度に移行後）の下落はそれを是正する過程にすぎなかったと考える。また為替下落があまりに急激とするならば、為替の急落を相殺するような税率の関税を設定すれば十分であると主張する。

次に低賃金=ソーシャル・ダンピング批判についての反論では、賃金の国際比較は貨幣賃金でなく実質賃金で行わなければならないこと、さらに実質賃金の算定にあたっては当該国の生活習慣、文化程度、生活水準などにより数多くの困難を生じること、生活習慣などを考えた場合、日本の賃金水準は必ずしも低いとは言えないと結論する。

また日本の賃金の国民的水準は、日本の産業従事者の大多数を占める農民の所得に拠り、その農民所得は農業生産性によるから、低生産性の農業のもとでは低賃金にならざるを得ないと結論づける。つまり人口が多い割に土地が狭小なことが根本問題であると主張する。したがって低賃金の解決のためには、移民を自由化するか、工業の高度化によって農村部の過剰人口を吸収する（結果的に輸出の増加につながる）かしないと反論する。

これらの高橋の主張は、現在、欧米で標準的な国際経済学で教えられている理論に立脚した場合の主張とほぼ同一になる。この「標準的」な国際経済学については、行論の関係上、それ自体をここでは問題にしない。

高橋亀吉のほかにダンピング否定論を展開した代表的経済学者として石橋湛山がいる。彼は、東洋経済新報誌上で為替ダンピング、低賃金=ソーシャル・ダンピング非難に対する反論を展開する¹⁰⁾。

まず為替ダンピング否定について。彼は否定の論拠として次の三点を挙げる。

「(一) 我国の為替は昭和六年以来著しく下落したが、併しその結果は唯だ我物価を国際的に正当の位地に置く働きをなしたに過ぎない。我物価は、為替下落の爲め、何等不当に下げられてはいない。

(二) 従って我国の国際収支は、昭和七年から辛うじて均衡を回復したか何うかと云う境にあるに過ぎない。それ以上に何等余分の輸出もしていなければ、余分の受取超過を作ってもいない。

(三) 我国は、今日の米国や、英国と異り債務国である。従って巨額の輸入超過を今後も続け得る事情にない。昭和七年以来の我貿易が一時に此し入超を激減した—即ち輸入に比べて輸出を増加した—ことは我国の経済上己むを得ざる必要であった。之を以てダンピングと云うは当たらない。」¹¹⁾

そして第三の論拠が最も重要であるとし、金本位制が停止されなければ入超は国内物価の下落をもたらし、それは結果的に輸出の増大、輸入の減少、入超幅の減少につながったであろうと考えるのである。

続いて、ソーシャル・ダンピング否定についての議論である。

「貿易理論の教える所に依れば、例えば茲に二つの貿易国があって、其の一方の労働賃金(総ての労働条件を合せての意味)が他方の国のそれよりも一般的に低いとするならば、それは前者の労働能率、即ち労働一単位当りの生産力が、後者のそれより一般的に低い事を意味するのである。……(中略：筆者による)

若し低賃金国の生産能率が、高賃金国のそれに劣らず、若しくは却って高い場合があったならば何うなるか。……(中略：筆者による)……日本は断えず輸出超過で、英国は之に反して輸入超過を続けねばならぬ。とすれば理論上斯様な場合が無いとは云えぬが、併し少なくとも現在の日本が日本の貿易相手国総体に対する関係に於て、斯様な状態にないことは明かである。」¹²⁾

このように彼は、国際収支に対する為替相場の自動調節メカニズムと購買力平価説の両面から、為替ダンピングを否定する。また、賃金の国際比較にあたっては、個々の産業における生産性を国際的に比較し、その生産性と賃金水準との間の乖離を問題にすべきであるという賃金の比較方法を主張し、この方法で考えれば、日本は必ずしも低賃金だと言えないと結論する。彼のこのような理論的展開は、高橋の場合と同様に、これもまた現在の欧米で標準的に知られている経済学的分析である¹³⁾。

高橋亀吉にせよ、石橋湛山にせよ、1930年代において、欧米で用いられはじめていた経済学の分析手法を十分に理解して、反論の理論的基礎としていたことは、興味深いことである。

さて、高橋、石橋以外にも数多くの論者がダンピング否定論を展開しているが、否定論の理論的内容は二人のそれで言い尽くされているから、ここではとりあげない。

1934年のILO総会においては、彼らの意見をベースにして、政府関係者、資本家団体は以下のように主張している。ILOの日本政府代表であった、当時の社会局監督課長北岡寿過は以下のように主張する¹⁴⁾。まず第一に日本の輸出が増加したといっても依然入超であること、第二に賃金の国際比較に際して生活様式、生活費の差異を考慮に入れねばならないこと、それを考えると貨幣賃金の差ほど生活水準に差はないこと、第三に労働時間が非難されるほど不当に長時間でないこと、第四に低為替の作用による輸出増進は長時間続かないこと、第五に日本の対外競争力は合理化、機械設備の優秀性、組織・労働者がすぐれていることによる。

さらに、資本家・使用者団体の主張は以下のようになされた¹⁵⁾。日本の賃金水準は低いが、その気候、風土生活習慣は欧米のそれとは異なっている。賃金水準は低いが、国民の生活水準は欧米と比べても実質上遜色なく、地方の農村に至るまで近代文化を享受している。また日本の主要輸出品は小規模、家内工業の生産物であるが、これら小企業は景気の変化に対応して事業が伸縮しやすく失業緩和の横能を持っており、近代的機械工業の弊を矯め、工業の分散として将来発展の可能性あるものでもある。こうした企業従業者は雇主の家族主義的保護の下に生活の安易を得ている。さらに日本人は古来、義理人情を重んじ、この国民性が家族主義の精神となり、その端的な表現が企業内に発達した多くの福利厚生施設になっている。

(3) マルクス経済学者の反応（向坂逸郎、平野義太郎、笠信太郎など）

初めに向坂逸郎の所説を検討しておこう¹⁶⁾。彼の関心はソーシャル・ダンピングか否かにはない。なぜなら、マルクス経済学者にとってダンピングの存否を論じることは、帝国主義国間のブルジョアジーの喧嘩を裁定するにすぎないからである。このスタンスは、以下で要約する平野義太郎、笠信太郎にも共通するスタンスである。

彼にとって問題は、日本の輸出急増の原因となった日本の社会関係の把握である。彼の論旨は以下の通りである。日本のブルジョアジーは輸出増加が合理化の成果であると言うけれども、合理化の少ない中小企業製品の輸出も伸びている。こうした全体的な輸出増加は低為替に起因するが、これも一種のダンピングであり、しかも国内物価騰貴が為替下落に遅れること、とくに賃金上昇がもっとも遅れることがソーシャル・ダンピングの基礎になっている。

ダンピングは国内で生産された価値を無償で海外に提供することになるが、資本家にとってはその損失を国内で補償されればよく、この補償は結局低賃金に求められる。日本では、合理化にともなう労働人口吸収力の低下、出稼ぎをせざるをえないような零細農の多量な存在、労働力の貯水池となっている家族制度、それにともなう女子労働ならびに未成年労働の

多さなどである。

次に平野義太郎の所説¹⁷⁾。向坂と同様に、彼の問題関心もソーシャル・ダンピングそのものにあるのではなく、「労働力をその価値以下に売らしめる諸条件、又は、低質銀の基礎それ自体を、しかも、現下の恐慌農業恐慌の性質自身の分析からはじめることを暫く措いて、当面、日本資本主義の基礎規定との連関において究明する」ことにある。

彼は、種々のデータを使いながら、日本の生産費中に含まれる賃金部分が、イギリス、インドのそれと比べても低く、しかも昭和4年から6年にかけてより切りつめられていることを指摘する。さらに、労働時間の延長、時間当り賃金の低下、小売物価指数の上昇による実質賃金の低下なども指摘する。彼は、低賃金の基礎それ自体を日本資本主義の基礎規定と関連づけを明らかにし、飢餓輸出の基盤を明らかにするのである。

彼は、その問題意識から、為替ダンピングについて、「インフレーションによって、労働力以外の商品の価格を名目的につり上げて、労働力の価格を逆にその価値以下に切り下げるから、為替ダンピングも、また、ソーシャル・ダンピングの一つであるといいうる」¹⁸⁾という指摘だけで、それ自体を論じない。

次にダンピング肯定を明言し、為替ダンピング、ソーシャル・ダンピングそれぞれに言及している笠信太郎の見解を取り上げよう¹⁹⁾。

彼は次のように言っている。「…少くとも金輸出再禁止この方の二ケ年においては、日本の輸出は、さしあたり為替相場低落の度合と輸出単価上昇の度合との開きだけは、商品価値の一部分を無償をもって流出せしめたわけだからである。」²⁰⁾

ここでいう無償で流出した価値を輸出産業に従事する資本家に補償するのは、彼によれば、労働力の売手から再度価値を引き出すことによって可能になる。彼は日銀調査、内閣統計調査などによって、インフレにもかかわらず輸出産業部門での賃金低下、労働時間の延長、生産過程における合理化、労働の強化があったことを実証する。また繊維産業における時間当りの貨幣賃金、能率賃金（時間当りの貨幣賃金に生産性を加味して換算）、さらに生計費の国際比較を行い、いずれについても日本が国際的低位にあることを指摘する。

労働団体は、このようなマルクス経済学者たちの論説をふまえて、ソーシャル・ダンピング論争をきっかけに、以下のような主張を行う。

「…日本労働組合会議は、日本労働階級の名において、この問題を国内的および国際的に円満に解決するために緊急不可欠の事項として左記の諸対策を政府当局および雇傭主に要望するものである。

- (一) 輸出産業を統制し且つ当該産業における最低賃金を決定すること
- (二) 労働組合法を制定し労働者の団結権を公認すること

（三）労働時間（工業）、婦人および年少者の夜業禁止、週休制に関する四つの国際労働条約案を即時批准すること」²¹⁾

このような論争の渦中に、ILO総会の要請を受けたILO事務局次長フェルナン・モーレットが来日した。彼は1934年4月3日から21日までの約3週間滞在し、同年秋に報告書を発表する。

むすび

モーレットは、来日中に、日本政府の用意した22の工場を視察し、政府、資本家、労働界、その他雑誌の論説などを収集し、検討を加えた。

モーレットが視察した工場は、毛糸紡績、毛織物および編物工場（4工場）、綿糸紡績、織布および染色工場（3工場）、鉄鋳物、ガラス、マッチ、陶磁器、電気碍子、電球、自転車、時計、万年筆、ゴム製品、ビールおよび印刷の諸工場（各1工場）、京都西陣の織物、染物工場、漆器工場（3工場）の16産業、22工場である。これらの工場について、労働時間、休暇、賃金（直接的賃金と福利厚生施設などの間接的賃金）、生活水準、生活様式、労働者一人当りの生産高などの調査を行っている。

結論を要約すると、労働条件についてはおおむね良好であり、名目貨幣賃金が低いのは事実であるが、それは日本の一般的生活水準の低さ、生活様式の簡素さによって補われ得るのであり、機械・設備・労働組織の優秀性によって高生産能率が達成されている、というものであった。

「もしも、商業的ダンピング（即ち生産費に正当な利潤を加へたものよりも低い価格で商品を生産すると同時に、生産費に正当な利潤を加へたものよりも高い価格で同じ商品を国内市場で売る行為）から類推してソーシャル・ダンピングを定義して、自国の製品の輸出について、これを生産する企業における労働条件を劣悪化する結果として、又は労働条件がすでに低い水準にある場合においてこれをこの水準に保つ結果として生産費を低減し、以て輸出を促進せんとする行為である、とするならば、かく定義せられた意味ではソーシャル・ダンピングは日本に存在しないと言へるであろう。」²²⁾

モーレットは、「日本にソーシャル・ダンピングなし」との結論を出したのである。

当然のことながら、日本にきわめて好意的なこの報告書には、ILO理事会で多くの国から疑問が提出されることになる²³⁾。しかしながら、ILO事務局次長の報告書が公表された重みと同時に、何よりも、世界各国が関税障壁を高め、貿易制限を続ける現状が、ダンピング論争を終焉させていくことになった²⁴⁾。

経済論争は、現実の経済問題に対応して発生する。ダンピング論争は、世界同時不況下で、日本だけが早期に財政支出拡大、金融緩和政策をとったために、為替レートの急激な下落を生じ、日本は輸出ドライブを通じて国内の景気回復を達成できた過程で生じた²⁵⁾。論争の学問的意味は、1930年代当時、現在の国際標準になっている経済分析手法が日本でも十分に理解されていたことを示したことで、そして分析を行う場合、問題意識の差がきわめて重要であることを明確にしたことにある。さらに、論争以後の世界経済の推移を考えると、世界同時不況下では、世界が同時に協調して共通の財政金融政策を運営していくことが必要であることを示しているといえる。

注

- 1) 奥和義（1987）。大恐慌期の日本経済および世界経済に関する最近の研究として、Bernanke, B. (2000)、岩田規久男編（2004）がある。
- 2) 1930年代におけるダンピング論争をサーベイしたものとして、戦前では、山崎紀男（1934）があり、戦後では、野中登（1952）がある。ソーシャル・ダンピング問題の実態を扱ったものとしては、西岡孝男（1966）、花原二郎（1969）などがある。両者を扱ったものとしては、小段文一（1963）がある。また、佐伯尚美・柴垣和夫編（1972）pp.99-103、にも簡単な紹介がある。
- 3) <http://www.jftc.go.jp/dk/futorenbai.html>（公正取引委員会：不当廉売に関する独占禁止法上の考え方）、白石忠志（2006）、経済産業省通商政策局（2008）などによる。国際経済学の標準的な教科書では、企業がフォワード・プライシングという価格政策をとった場合は、ダンピングは認定が困難なケースが生じることが紹介されている。たとえば、若杉隆平（2009）pp.147-149。これら以外に、経済学者によるダンピングの古典的かつ基本的文献として、Viner, J. (1923)、油本豊吉（1938）、赤松要（1955）などがあり、日本の貿易とダンピング問題を扱った研究に、経済安定本部貿易研究会編（1950）、小野一郎「わが国のダンピング問題」（2000）などがある。
- 4) 小野一郎（2000）。
- 5) 1920年代、1930年代の日本の産業・貿易構造については、日本貿易史研究会編（1997）、第3章、第4章、山本義彦（2002）、小野一郎編（1985）第3章、西川博史（1987）、第2章、吉信肅（1963）、吉信肅（1979）などを参照。
- 6) The Federation of British Industries (1933)、邦訳 合名会社大倉組調査部訳（1933）、p.5。このパンフレットは要約されて、日本経済連盟会調査課（1933）に収録されている。引用は、同書、p.129。ただし、為替レートの下落に対して、日本政府が、1932年7月に資本逃避防止法、1933年3月に外国為替管理法を採用したことを評価して、意識的な切り下げでなかったとする見方も存在する。Pfleiderer, O. (1937) による。
- 7) Gregory, E. T. (1934), pp.325-342。これは、彼の1934年2月20日英国王立問題研究所での講演記録である。また、*Textile Mercury and Argus* 誌, April 28 1933, p.327 にも、「日本の真実は、高効率であってダンピングではない」(High Efficiency - not "Dumping"-Is the Truth about Japan) と題する論説が掲げられている。さらに、1931年に発行された報告書をみれば、イギリスの官界、産業界において、1930年に日本を中心としたアジア市場調査によって、イギリス綿業の競争力弱体化の原因が冷静に正確に分析されている。報告書は、イギリス貿易省の調査団による、Department of Overseas Trade (1931)、およびその調査団と同行した綿業関係者による報告書、British Economic Mission to the Far

East. 1930-1931 (1931)などを参照。このような資料類から、イギリス綿業内部においても、他国綿業と競争上の問題点が認識され、その競争力回復策が模索されていたことを知ることができる。ただ、現代でもそうであるように、当該国の基軸産業が他国の競争圧力によって衰退産業化していく際には、その産業は政府に強い保護主義の圧力をしばしばかける。また、日本綿業とイギリス綿業は、とくにインド市場において、インド綿業を巻き込んで競争していた。この摩擦問題については、山本満（1983）、籠谷直人（2001）、白木沢旭児（1999）も参照。

- 8) 昭和8年から9年にかけて、筆者が目を通したものだけでも、雑誌で、『東洋経済新報』、『エコノミスト』、『ダイヤモンド』、『中央公論』、『社会政策時報』、『経済』、『経済往来』、『改造』、『経済集志』、『自由通商』、『大日本紡績連合会月報』、『国際知識』、『経済知識』、『労働経済』、『労働時報』、『世界の労働』、『外交時報』、『国際評論』、『大衆経済』、『経済聯盟』、『関西産聯』、『自由通商』、『商工月報』、『文藝春秋』などが、新聞で『中外商業新報』、『東京朝日新聞』、『大阪朝日新聞』、『東京日々新聞』、『報知新聞』、『読売新聞』などがソーシャル・ダンピングに関する論説を合計で100点以上掲載している。それ以外に各種パンフレット及び書籍類が発行されている。そのすべてを紹介することは、本稿の論旨にそぐわないので、理論的にまとめたものだけをとりあげた。
- ソーシャル・ダンピング問題を理論的な問題として考えると、それは為替レートの低下をどのように考えるか、賃金の国際比較をどのように行うかが焦点になる。上記の雑誌、新聞、パンフレット類の論説では、意識的あるいは無意識に使用されている理論は、前者は購買力平価説と国際収支に対する為替相場の自動調節機能であり、後者は実質賃金（物価と貨幣賃金）の測定、国際的な換算を購買力平価で行うか当該時点の為替レートで行うか、そして生産性と賃金の関係に絞られている。そのように考え、本文で取り上げているのは、議論における主張が明確で、代表的と見なされるものに限った。マルクス経済学では、問題の焦点は、資本と賃労働の社会関係におかれるから、それとの関係においてのみ、上記の理論が取り上げられている。
- 9) 高橋亀吉は、当時、新聞、雑誌にいくつもダンピング否定の論説を発表しているが、それらの多くは、高橋亀吉（1934）にまとめられている。同書に所収されていないものもあるが、経済学的に見た場合、内容は同一であるので、ここでは同書によって彼の見解を検討する。
- 10) 石橋湛山が『東洋経済新報』で展開した一連のダンピング否定論は、石橋湛山（1971）に収録されている。ここではそれによる。
- 11) 石橋湛山（1971）、pp.411-412。
- 12) 石橋湛山（1971）、pp.424-426。
- 13) 購買力平価説や国際収支に対する為替相場の自動調節メカニズムについては、古典派経済学でも内容の一部が確認できるが、最もまとまった最初のものとして、Cassel, G. (1918)、Cassel, G. (1922) が知られている。
- 14) 「ソーシャル・ダンピングの検討」『エコノミスト』1934年5月1日、中の社会局監督課長、北岡寿逸の見解による。
- 15) 「ソーシャル・ダンピングの検討」『エコノミスト』1934年5月1日、中の全国産業団体連合会の意見による。
- 16) 向坂逸郎（1934）。
- 17) 平野義太郎（1934）、同（1935）同（1936）、による。最初と最後の論文は、平野義太郎（1949）に所収。
- 18) 平野義太郎（1949）、p.150。
- 19) 笠信太郎（1934a）、同（1934b）、同（1934c）による。
- 20) 笠信太郎（1934a）p.18。
- 21) 「ソーシャル・ダンピングの検討」『エコノミスト』1934年5月1日、中の菊川忠雄の意見。また、米窪満亮（1934）なども参照。
- 22) Maurette, F. (1934)、p.58、邦訳 国際労働局東京支局訳（1935）、p.62。また、ILO事務局長H.バトラーも、日本の急激な輸出増加を、ソーシャル・ダンピングでないと考えていた。「日本の『ソーシャル・ダンピング』問題に関するバトラー局長の意見」『世界の労働』11巻7号、1934年7月号、pp.487-495。

23) ILO 理事会 (1934) pp.126-136。

24) 後年、当時の ILO 日本政府代表（内務省社会局監督課長北岡寿逸）が述懐して、次のように語っている。

「…日本の政府代表等というものがジュネーブで何を云って見ても何の効果もなく、余り上手に説明すると却って反感を買う事は容易に分かっていた。そこで私は、幸い日本にやって来たモーレットに日本の実情を見て貰って、出来るだけ日本に好意的な報告を出させる外に道はないと考え、モーレット氏を日本各地を案内することに決めた。…（中略：筆者による）…

モーレット氏がこの結論を出すに至ったよい最も強い印象を与えたものは大日本紡績の橋場工場の視察であった。同工場に入っ先ずモーレット氏を驚かしたのは最新式の自動織機であって、千台余の織機が並んでいる中に人影が殆ど見えないのを見て、モーレットは「こんな立派な工場はフランスには無い」と云った。…（中略：筆者による）…それから工場附属の各種の福利施設を案内したが、橋場工場は特に女工の教育施設が行き届いている工場で、裁縫、手芸、音楽等実科女学校として立派なような設備が整っていて、深夜業禁止後の操業時間十七時間を二分した八時間半の実働に通勤がいらず余暇のたっぷりある女工さん達は、疲れる色もなく各種の福利施設や教育施設を楽しんでいた。元来教育者出身のモーレット氏は非常に喜んで、工場内にこんな立派な学校のあるのは見た事はないと云った。…」北岡寿逸（1961）、p.10。

25) 1930年代の日本貿易の推移については、奥和義（1997）を参照。

参考関連年表

- 1928年 (化学肥料普及し、硫安消費量、大豆粕消費量とならぶ(窒素成分量換算))、銀行法の改正により銀行合同進む、為替相場の変動激しく、横浜正金銀行の建値変更92回、貿易収支の赤字拡大・前年比15%増
- 1929年 (4月16日特高警察設置) (7月2日濱口内閣成立)
7月19日社会政策審議会・関税審議会・国際貸借審議会各官制公布
(10月24日ウオール街で株価大暴落)
11月21日金輸出解禁省令公布(産業合理化政策本格的に始まる、銀行合同さらに進む)
- 1930年 1月11日金輸出解禁実施
2月15日大日本紡績联合会、第11次操短(操短率17.2%、6月16日より27.2%、10月1日より34.4%に強化、31年3月3日まで)
3月3日大日本紡績联合会などインドの綿布関税引き上げに対して反対共同声明、諸団体の抗議あいつぐ。
5月17日輸出補償法制定、新市場のみに実施(8月1日施行)
(産業界で操短盛ん、操短率、セメント・鉄鋼50%台、肥料・晒粉50%台、綿紡・絹紡・洋紙30%台、輸出額著しく減少、物価下落、シェーレ拡大、不況深刻化)
- 1931年 3月1日インド関税引上げ実施
4月1日重要産業統制法公布(8月11日施行、カルテル型独占結合の増加(29年21、30年+10、32年+23))
4月1日大日本紡績联合会、操短を緩和(操短率30.8%、7月1日より18%に緩和、11月1日より23.8%に強化、32年9月30日まで)
4月2日工業組合法公布(7月1日施行、重要輸出品工業組合法の改正、中小企業の組織化を強力に推進)
(4月14日第2次若槻内閣成立)、(9月18日満州事変勃発)
9月21日英国金本位制停止、株式・商品取引市場暴落、日本の金輸出再禁止を見越して、ドル買い激化
(12月13日犬養内閣成立)
12月13日金輸出再禁止令(外国為替相場急落)
12月17日兌換停止緊急勅令
(産業界で操短盛ん、操短率、過燐酸石灰60%、セメント・晒粉・洋紙・硫酸50%台、鉄鋼・綿紡・絹紡・人絹30%台、輸出額減少、物価下落、シェーレ拡大、不況深刻化)
- 1932年 (3月1日満州国建国、5月15日五・一五事件、5月26日齊藤内閣成立)
3月4日大蔵省産金時価買上げ要綱を決定(為替対策、国内産金業奨励の対策)
3月12日日銀公定歩合2厘下げ(6月8日2厘、8月18日2厘下げ)
6月16日為替レートの変動、各国の関税引上げに対応して、関税改正(銑鉄、小麦、木材、自動車など20数種の税率引上げ、また、為替低落による従価税と従量税との不均衡を是正するために、従量税を一律に35%引上げ)
6月18日兌換銀行券条例改正(日銀券保証発効限度の引き上げ(1898年以來の1億2000万円を10億円に、限外発効税最低率の引下げなど)
7月1日資本逃避防止法公布(外国為替取引の制限開始)
10月1日大日本紡績联合会、操短を強化(操短率28.8%、年末まで)
(外国為替相場暴落、物価上昇傾向、鋼材輸出高30万トン、輸入高23.5万トンを凌駕、染料生産急増し、染料輸出高、この年以降1945年まで輸入高を凌駕、輸出増加に転じる)
- 1933年 1月1日大日本紡績联合会、操短を緩和(操短率20%)
(アメリカ合衆国金融恐慌)
3月8日為替基準はドルからポンドへ
(3月27日国際連盟から脱退)

- 3月29日資本逃避防止法を廃止し、外国為替管理法を制定・公布、5月1日施行（為替レート底位安定）
- 6月12日ロンドン国際経済会議開催（～7月27日）、66カ国恐慌対策を協議するも不成功
- 6月13日大日本紡績聯合会、インドの関税引上げに対抗して、印綿不買を決議（1934年1月5日まで）
- 9月23日日印会商開始（1934年1月5日妥協成立）
（輸出増加続き、ソーシャル・ダンピングの非難。日本の綿布輸出量、2087万平方ヤードで英国を抜き、世界一位。米大豊作、水陸稲実収高7000万石を突破、人造絹糸生産高8993万ポンドで、世界第2位、この年の新設人造絹糸企業8社、兼営進出企業8社）
- 1934年
（1月31日アメリカ合衆国ドルの41%切下げ）
3月27日不正競争防止法公布（1935年1月1日施行）
3月29日輸出組合法の改正公布（不当競争、ダンピングの排除、政府規制の強化）
4月7日貿易調節および通商擁護に関する法律の公布（外国の輸入制限に対抗する関税引上げなどの報復措置を規定）
4月7日日本銀行金買入れ法公布（政府の産金時価買入れ策の強化）
7月1日大日本紡績聯合会、操短を緩和（操短率15%、さらに10月1日11.2%）
（7月8日岡田内閣成立）
（大凶作、水陸稲実収高5184万石）
（綿布の輸出額、生糸輸出額を凌駕）
- 1935年
4月1日大日本紡績聯合会、操短を強化（操短率16.2%、その後7月1日16.3%、9月1日22.3%、11月1日26.3%、1936年末まで）
5月21日東京商工会議所など7経済団体、対米貿易調整懇話会を開催（対米入超是正のために、米国の輸入制限除去を望む申し合わせ）
7月20日カナダに対して通商擁護法を発動、1936年1月1日まで
（貿易収支黒字、1919年以来17年ぶり、綿布輸出量史上最高、27億平方ヤード（綿糸紡績事情参考書による）
- 1936年
（2月26日二・二六事件、3月9日広田内閣）
（4月7日日銀再利下げ）
5月28日重要産業統制法の改正による政府の統制強化
（11月25日日独防共協定の成立）
（人絹糸生産高2億7336万ポンドで、アメリカ合衆国を抜き世界一）
- 1937年
1月8日外国為替管理法に基づく輸入為替許可制の実施（外国為替管理法の部分改正）
（2月2日林内閣）
3月4日金現送開始（同年7月までに3.79億円、同年中の現送額8.66億円）
（6月4日近衛内閣）
6月輸出補償法の改正（補償金額の限度拡大、補償料の引下げ）
（7月7日日華事変勃発）
7月17日綿製品輸出組合聯合会設立
8月準戦時体制下での関税改正
8月14日貿易および関係産業の調整に関する法律（貿易調整法）の成立、輸出組合法に代わる貿易組合法の成立。（この2法の成立によって直接貿易統制を行う法的根拠が成立。ただし、貿易調整法は一度も発動されず。）
9月14日輸入為替許可制の恒常化を規定した外国為替管理法施行、臨時資金調整法施行、輸出入品等臨時措置法施行
10月4日第1回貿易審議会開催、輸出入制限ならびに禁止に関する商工省の諮問案を承認
（10月6日国際連盟反日決議案採択）

（出所）岩波書店編集部『近代日本総合年表（第4版）』岩波書店、2001年、および各種資料より作成。

参考文献

- ・ Bernanke, B. (2000), *Essays on the Great Depression*, Princeton University Press.
- ・ British Economic Mission to the Far East. 1930-1931 (1931), *Report of the Cotton Mission*, London.
- ・ Cassel, G. (1918), "Abnormal Deviations in International Exchanges", *Economic Journal*, Vol.28 No.112, 1918, Dec., pp.413-415.
- ・ Cassel, G. (1922), *Money and Foreign Exchange after 1914*, Constable & Co. LTD., London. (邦訳 笠井正範訳 (1927)『貨幣及び外国為替論』富文堂)
- ・ Department of Overseas Trade (1931), *Report of the British Economic Mission to the Far East 1930-1931*, London.
- ・ Gregory, E., T. (1934) "Japanese Competition in World Markets", *International Affairs*, vol. XIII, No.3, May.
- ・ Maurette, F. (1934) *Social Aspects of Industrial Development in Japan*, ILO, Geneva. (邦訳 国際労働局東京支局訳 (1935)『日本の産業的発展の社会的形相』国際労働局東京支局)
- ・ Pfleiderer, O. (1937) *Pfund, Yen und Dollar in der Weltwirtschaftskrise, Monetäre Konjunkturpolitik in Grossbritannien, Japan und den Vereinigten Staaten, ihre volks- und weltwirtschaftliche Bedeutung*, Berlin. (邦訳 オットー・プフライデラー 日本青年外交協会研究部訳 (1940)『世界経済と磅、圓及び弗』日本青年外交協会出版部)
- ・ The Federation of British Industries (1933), *The Menace of Japanese Competition*, London. (邦訳 合名会社大倉組調査部訳 (1933)『日貨進出の脅威 (英国産業連盟会調査報告)』日本経済連盟会)
- ・ Viner, J. (1923) *Dumping: A Problem in International Trade*, Augustus M. Kelley, New York.
- ・ *Textile Mercury and Argus* 誌, April 28, 1933.
- ・ 赤松要 (1955)「ダンピングの本質並に形態と不公正競争」国際経済法研究会編『国際不正競争の研究』有斐閣
- ・ 石橋湛山 (1971)『石橋湛山全集』第9巻、東洋経済新報社
- ・ 岩田規久男編 (2004)『昭和恐慌の研究』東洋経済新報社
- ・ 奥和義 (1987)「ソーシャル・ダンピング論議について」『経済論叢』(京都大学)第139巻第2・3号
- ・ 奥和義 (1997)「1930年代から敗戦までの日本貿易」日本貿易史研究会編『日本貿易の史的展開』三嶺書房
- ・ 小野一一郎編 (1985)『戦間期の日本帝国主義』世界思想社
- ・ 小野一一郎 (2000)「わが国のダンピング問題」『日本資本主義と貿易問題』(小野一一郎先生著作集第2巻)ミネルヴァ書房 (初出は1954年)
- ・ 籠谷直人 (2001)「綿業通商摩擦問題と日本の経済外交」秋田茂・籠谷直人編『1930年代のアジア国際秩序』溪水社
- ・ 北岡寿逸 (1961)「旧社会局の思い出」労働省編『労働行政史 余録』労働法令研究会
- ・ 小段文一 (1963)「貿易と賃金問題」松井清編『近代日本貿易史』第3巻、有斐閣
- ・ 佐伯尚美・柴垣和夫編 (1972)『日本経済研究入門』東京大学出版会
- ・ 向坂逸郎 (1934)「ソシアル・ダンピング論」『改造』第16巻第7号
- ・ 白木沢旭児 (1999)『大恐慌期日本の通商問題』御茶の水書房
- ・ 白石忠志 (2006)『独占禁止法』有斐閣
- ・ 高橋亀吉 (1934)『ソシアル・ダンピング論』千倉書房
- ・ 西岡孝男 (1966)「ソシアル・ダンピング問題といわゆる日本の“低賃金”について」『日本の労使関係と賃金』未来社
- ・ 西川博史 (1987)『日本帝国主義と綿業』ミネルヴァ書房
- ・ 日本経済連盟会調査課 (1933)『最近日本及英帝国経済関係ノ経過』日本経済連盟会
- ・ 日本貿易史研究会編 (1997)『日本貿易の史的展開』三嶺書房
- ・ 野中登 (1952)「戦前におけるソシアル・ダンピング論争」『労働調査月報』第4巻第11号
- ・ 花原二郎 (1969)「金輸出再禁止後における為替ダンピング」『現代日本貿易論』青木書店
- ・ 平野義太郎 (1934)「日本における低賃銀」『中央公論』1934年7月号
- ・ 同 (1935)「労働賃銀論」『中央公論』1935年6月号
- ・ 同 (1936)「国内市場の狭隘性」『中央公論』1936年4月号
- ・ 同 (1949)『日本資本主義の構造』日本評論社

- ・松井清編 (1963) 『近代日本貿易史』 第3巻、有斐閣
- ・山崎紀男 (1934) 「ソーシャル・ダンピング問題の展望」 『山口商学雑誌』 第15号
- ・山本満 (1983) 「日・印 (英) 綿業紛争 (1933-34年)」 細谷千博 『太平洋・アジア圏の国際経済紛争史』 東京大学出版会
- ・山本義彦 (2002) 『近代日本資本主義史研究』 ミネルヴァ書房
- ・山澤逸平・山本有造 (1979) 『貿易と国際収支』 (長期経済統計14) 東洋経済新報社
- ・油本豊吉 (1938) 『ダンピング論』 南郊社
- ・吉信肅 (1963) 「独占資本主義の確立と外国貿易」 松井清編 『近代日本貿易史』 第3巻、有斐閣
- ・吉信肅 (1979) 「日本の植民地貿易」 小野一郎・吉信肅編 『両大戦間期のアジアと日本』 大月書店
- ・米窪満亮 (1934) 「労働者の観たる日本商品の世界的進出問題」 『社会政策時報』 第164号、1934年5月号
- ・笠信太郎 (1934a) 「『黄色商品』 進出の基礎」 (上) 『エコノミスト』 1934年4月15日
- ・同 (1934b) 「『黄色商品』 進出の基礎」 (中) 『エコノミスト』 1934年5月1日
- ・同 (1934c) 「『黄色商品』 進出の基礎」 (下) 『エコノミスト』 1934年5月15日
- ・若杉隆平 (2009) 『国際経済学』 (第3版) 岩波書店
- ・ILO 理事会 (1934) 『第68回国際労働局理事会調書』 内務省社会局
- ・経済安定本部貿易研究会編 (1950) 『日本貿易とダンピング問題』 実業之日本社
- ・経済産業省通商政策局 (2008) 『不公正貿易報告書 (2008年版)』 社団法人時事画報社
- ・「ソーシャル・ダンピングの検討」 『エコノミスト』 1934年5月1日号
- ・「日本の『ソーシャル・ダンピング』 問題に関するバトラー局長の意見」 『世界の労働』 第11巻第7号、1934年7月号
- ・<http://www.jftc.go.jp/dk/futorenbai.html> (公正取引委員会 : 不当廉売に関する独占禁止法上の考え方) 2009年8月10日閲覧